

埼玉県シニアスポーツ推進事業 実施要項

(趣旨)

第1条 本要項は、埼玉県（以下「委託者」という。）及び受託者が（公財）埼玉県体育協会加盟競技団体（以下「競技団体」という。）において実施するシニア層を対象としたスポーツ事業を支援することを通して、埼玉県におけるシニア層のスポーツ実施率の向上を図り、もって、シニア層の健康の維持・増進に寄与することを目的とする「埼玉県シニアスポーツ推進事業」の実施に関して必要な事項を定める。

(主催者)

第2条 本要項に基づき、埼玉県シニアスポーツ推進事業（以下「対象事業」という。）を実施しようとする競技団体は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) （公財）埼玉県体育協会に加盟している競技団体であること。
- (2) 事業に関する計画書、収支計画書等の書類を作成し、計画に基づいて事業の実施予算執行を行うことができる団体であること。
- (3) 実績報告書、収支決算書等、事業の終了に伴い必要となる書類を適切に作成し、提出することができる団体であること。
- (4) 領収書等の証拠書類を5年間適切に保管でき、経理処理を適正に行うことができる団体であること。

(対象事業)

第3条 対象事業は、競技団体が、自ら企画、運営を行う、主な参加対象を40歳以上の県民とする次の事業とする。

- (1) スポーツ競技会
- (2) スポーツに関する講演会、講習会等

2 対象事業は、参加者の概ね1/2以上が40歳以上の事業とし、事業の実施に際して、関連団体（自治会、商店街、老人会、学校、近県の競技団体等）と連携、協力することも可能とする。

(実施期間)

第4条 対象事業は、契約日から翌年2月28日までに実施することとする。

(事業の募集)

第5条 対象事業の募集期間は、当該年度の4月10日から同月30日までとする。

- 2 事業に応募する競技団体は、次の書類を受託者に提出すること。
 - (1) 「シニアスポーツ推進事業申請書」(別記第1号様式-1)
 - (2) 「シニアスポーツ推進事業計画書」(別記第1号様式-2)
 - (3) 「シニアスポーツ推進事業収支計画書」(別記第1号様式-3)
- 3 収支計画書の作成に当たっては、別紙1「平成29年度シニアスポーツ推進事業収支科目基準表」を参照すること。
- 4 事業の応募状況によっては、委託者と協議の上、別途、年度途中に追加募集を行う場合がある。

(事業の決定)

第6条 前条で競技団体が応募した事業について、受託者はその内容を審査し、委託者と協議の上、当該年度における対象事業を決定する。

当該決定を受けた事業は「埼玉県シニアスポーツ推進事業」の助成金(以下「助成金」という。)の交付対象事業とする。

ただし、「県民総合体育大会」の助成金交付を受ける事業については対象外とする。

- 2 審査の結果は、「シニアスポーツ推進事業の審査結果について(通知)」(別記第2号様式)により、対象事業の決定可否及び助成金の交付決定(概算)額について、競技団体に通知する。
- 3 受託者は、適正な事業及び助成金の交付を行うため必要と認めるときは、事業内容及び助成金の交付対象とする経費について条件を付すことができるものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 競技団体は前条の各項に定める決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、第5条に規定する募集に係る申請を取り下げることができる。

- 2 競技団体は、前項の規定により募集に係る申請を取り下げようとするときは、前条第2項の通知があった日から14日以内に「シニアスポーツ推進事業取下申請書」(別記第3号様式)を受託者に提出しなければならない。

(助成金の交付請求)

第8条 助成金の交付を受けようとする競技団体は、第6条第2項の規定による通知に記載する期日までに、「シニアスポーツ推進事業助成金概算交付請求書」(別記第4号様式)を受託者に提出すること。

受託者は交付請求の内容を審査し、適正であると認めたときは、第6条第2項、又は第11条第2項の規定により競技団体に通知した交付決定(概算)額を競技団体が指定する口座に支払うものとする。

(助成対象経費)

第9条 対象事業の実施に必要な経費のうち、助成対象となる経費は、別紙2「シニアスポーツ推進事業助成金対象経費基準表」のとおりとする。

(助成金の交付額)

第10条 対象事業に対する助成金は次に掲げる額とし、予算の範囲内において助成するものとする。

- (1) 1競技団体当たり年間30万円を上限とする。
- (2) 前号を満たした上で、対象事業の実施に伴い当該助成金以外の収入(参加料、協賛金、寄付金、雑収入など)がある場合、助成金の交付額は対象経費の総額の範囲内で、事業運営費(支出)の総額から当該助成金以外の収入の額を減した額とする。

(承認事項)

第11条 対象事業に決定した競技団体(以下「対象事業者」という。)は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ「シニアスポーツ推進事業計画変更承認申請書」(別記第5号様式-1)を、受託者に提出し、その承認を受けること。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 対象事業の収支計画書の内容を変更しようとするとき。

2 受託者は、前項の承認をする場合は、必要に応じて対象事業の決定内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

なお、事業計画の変更に伴う審査結果については、「シニアスポーツ推進事業の変更について(通知)」(別記第5号様式-2)により競技団体に通知する。

3 対象事業を中止する場合は、その理由を記載した申請資料を受託者に提出し、その承認を受けなければならない。

(決定の取消し等)

第12条 受託者は、前条第3項の規定により中止の申請があった対象事業については、助成金の交付を行わない。

また、次の各号に掲げる場合には、対象事業としての決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができることとし、当該事由においては助成金の交付を取り消し、又は減額するものとする。

- (1) 競技団体が対象事業の決定内容又はこれに付した条件に違反したまま改善が認められない場合

- (2) 競技団体が法令違反等の反社会的行為等を行い、対象事業を実施する上で相応しくない団体であるとの判断を受託者が行った場合
 - (3) 虚偽、その他不正な手段に基づいて助成金の交付決定を受けていることが判明した場合
 - (4) 助成金を対象事業以外の用途、又は対象経費以外の用途に使用した場合
 - (5) 天変地異等の事由により、事業の全部又は一部を実施、継続することができなかった場合
- 2 前項第3号の規定については、第18条の規定により助成金額の確定を行った後においても適用することとし、当該助成金の返還を求めることとする。

(助成金事業の明記)

第13条 競技団体は、対象事業の実施に当たり、チラシ、パンフレット等の印刷物及びホームページを作成する場合、次の文言を記載することとする。

この事業は、埼玉県からの助成を受けて実施しています。

- 2 原則として、対象事業の実施会場にも前項で定める文言のほか、主催者及び事業名を明示した掲示物を設置又は掲出すること。

(経理処理)

第14条 競技団体は、対象事業の経理について対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後より、5年間保存しておかなければならない。

なお、助成金の対象経費については、領収書等の証拠書類を保管の上、事業完了後、第17条に定める事業報告の提出書類に添えて、その原本を受託者に提出すること。

(状況報告等)

第15条 受託者は必要に応じて、競技団体に対し対象事業の進捗状況に関する報告を求め、又は会計帳簿等の検査を行うことができる。その際、競技団体は受託者の求めに応じて誠実に対応しなければならない。

- 2 受託者は、第6条第2項の規定により決定した内容、第6条第3項又は第11条第2項の規定により付した条件に従って競技団体が対象事業を遂行していないと認められるときは、競技団体に対し、対象事業として決定した内容及び条件に従って履行するよう求めることができる。

(対象事業の遂行)

第16条 競技団体は、対象事業の遂行に当たり、契約を締結し、又は支払いをする場合、法令の定めに基づいて実施しなければならない。

(事業報告)

第17条 競技団体は、対象事業が完了したときは、完了の日から30日を経過する日又は2月28日のいずれか早い日までに、受託者に次の書類を提出し、当該対象事業の成果を報告しなければならない。

- (1) 「シニアスポーツ推進事業完了報告書」(別記第6号様式-1)
- (2) 「シニアスポーツ推進事業実績報告書」
(記録写真等のこれに添付すべき書類を含む。別記第6号様式-2)
- (3) 「シニアスポーツ推進事業収支決算書」(別記第6号様式-3)

(額の確定等)

第18条 受託者は、助成金(概算)の交付を行った競技団体から前条に定める事業報告を受けた場合において、実績報告書等の審査を行い、当該報告に係る交付事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、「シニアスポーツ推進事業助成金額確定通知書」(別記第7号様式)により、競技団体に対し通知する。

- 2 受託者は、競技団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分を「シニアスポーツ推進事業返還請求書」(別記第8号様式)により期限を定めて、返還を命ずるものとする。
- 3 受託者が競技団体に助成金の返還を求めたときは、競技団体はそれに応じて速やかに返還しなければならない。

なお、受託者が競技団体に助成金の返還を命じた場合において競技団体が指定された期日までに納付しなかったときは、競技団体は納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(安全確保)

第19条 競技団体は、対象事業の実施に際して、参加者等の安全確保に十分配慮するものとし、万一事故等が発生したときには、競技団体の責任において対応するものとする。

(個人情報の取扱い)

第20条 競技団体及び対象事業を連携して実施する団体は、対象事業の実施に伴って取得した個人情報を各々が保有する個人情報として適正に管理すること。

附則

この要項は、平成 年 月 日より施行する。

<別記様式>

- 第1号様式-1 シニアスポーツ推進事業申請書
- 第1号様式-2 シニアスポーツ推進事業計画書
- 第1号様式-3 シニアスポーツ推進事業収支計画書
- 第2号様式 シニアスポーツ推進事業の審査結果について(通知)
- 第3号様式 シニアスポーツ推進事業取り下げ申請書
- 第4号様式 シニアスポーツ推進事業助成金概算交付請求書
- 第5号様式-1 シニアスポーツ推進事業計画変更承認申請書
- 第5号様式-2 シニアスポーツ推進事業の変更について(通知)
- 第6号様式-1 シニアスポーツ推進事業完了報告書
- 第6号様式-2 シニアスポーツ推進事業実績報告書
- 第6号様式-3 シニアスポーツ推進事業収支決算書
- 第7号様式 シニアスポーツ推進事業助成金額確定通知書
- 第8号様式 シニアスポーツ推進事業助成金返還請求書